

第3回検討会での指摘事項への対応

注：本資料に示す改正案は、あくまで現時点における事務局案であり、検討会での議論の結果や、今後の意見公募手続等の結果により変更する可能性があります。

規制改正案の修正① ピアサポート関係

【「航空機乗組員の健康管理に関する基準のガイドライン」におけるピアサポートの記載関係】

指摘事項

- 航空機乗組員の健康管理に関する基準のガイドラインのピアサポートの記載について、航空会社が積極的に取り組み、維持できるような表現とした方が良いのではないか。

指摘を踏まえた規制改正案

「航空機乗組員の健康管理に関する基準のガイドライン」(抄)

第3 事業者による乗員の日常の健康管理

3-2 事業者による乗員に対する健康相談・カウンセリング

- (1) 事業者以外のカounseling・健康相談窓口等の活用について助言を行うこと。
- (2) 休務する乗員に対してのサポート制度を構築し、休務から復帰までの過程を周知するよう努めること。
- (3) 専門医等の意見を参考にし、同じ個人的問題を抱える乗員同士が情報交換、相互の支援ができるいわゆるピアサポートができる場の提供についても考慮すること。

(改正案)

⇒ 専門医等の意見を参考にし、同じ個人的問題を抱える乗員同士が情報交換、相互の支援ができるいわゆるピアサポートができる場の積極的な提供・維持に努めること。

規制改正案の修正② アルコール検査制度関係

【「航空機乗組員の健康管理に関する基準」におけるアルコールに係る健康管理の記載関係】

指摘事項

- アルコール依存症の方はその症状を隠す傾向が強く、そのような乗務員の飲酒傾向を把握するというのは難しい可能性がある。依存症職員の早期発見・対応に関する規制内容を中心に、規制の改正案については実効性が確保されるよう具体的に何をすべきかをもう少し明確に記載したほうが良いのではないか。

指摘を踏まえた規制改正案

黒字：現行規定、赤字：現行規定に対する追記箇所

「航空機乗組員の健康管理に関する基準」（抄）

4. 事業者による乗員等の日常の健康管理（抄）

4-1 乗員等の健康状態の把握等

（4）事業者は、アルコール依存症の乗員・客室乗務員や、日常的に飲酒量が多くアルコールへの依存傾向にある乗員・客室乗務員を早期に特定するため、乗員・客室乗務員の飲酒傾向を把握する等の対策を講じるとともに、外部の相談窓口（精神保健福祉センター、保健所等）やピアサポートの活用等により、乗員・客室乗務員が安心して飲酒に関する相談をできる環境を構築すること。

また、そのような乗員・客室乗務員が特定された場合にあっては、専門医療機関の受診指導、カウンセリング・モニタリングの実施等により、アルコールへの依存傾向からの回復を支援すること。

【飲酒傾向の把握、回復支援の方法の例】

- ・乗員・客室乗務員に対して定期的にAUDIT（WHOの開発したスクリーニングテスト）を行い、15点以上の場合に、労働安全衛生法等に基づき行われる血液検査の結果におけるγGTPやHDLコレステロールの上昇傾向を確認。
- ・いずれかの上昇傾向が認められる場合には、依存症対策全国センターのホームページに記載されている依存症専門相談窓口も活用しつつ、専門医療機関の受診を指導。

規制改正案の修正③ アルコール検査制度関係

指摘事項

- 将来的に飲酒事案などが万一発生して飲酒防止対策が有効に機能していると認められなくなった場合は、原則として乗務後の検知器による検査を再開することになると思うが、体制の再整備が必要となり迅速な対応が難しい可能性がある。乗務後の検査を復活させる場合の手法等については、引き続き相談させてほしい。

指摘を踏まえた規制改正案

黒字：現行規定、赤字：現行規定に対する追記または削除箇所

「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」（抄）

2. 検査等

航空機乗組員等によるアルコール検査等は以下に示す方法・機器により行うものとする。

(1) 検査等の方法

- a 航空機乗組員及び客室乗務員は一連の飛行※¹前後に、運航管理者、運航管理担当者及び運航管理補助者は航空機との通信に係る業務を実施する前に、整備従事者は整備作業開始前に、アルコール検知器を使用した検査を行うことにより、酒気帯びの有無を確認すること※²。
- b 航空機乗組員及び客室乗務員は、一連の飛行※¹前のアルコール検査から乗務を終了するまでの間、他の航空機乗組員及び客室乗務員が酒気帯び状態でないことについて、常に相互確認を行うこと。万が一、酒気帯びが疑われた場合には、機上において、他の航空機乗組員又は客室乗務員の立会いの下に行うアルコール検知器を使用した検査の実施も含め、酒気帯びの確認を行うこと。
- c 最少乗組員数が1人の航空機等、b項による相互確認が困難な場合にあっては、航空機乗組員及び客室乗務員は一連の飛行※¹後に、目視等により酒気帯びの有無について第三者の確認※⁴を受けること。当該確認は、顔色、呼吸の臭い、応答の声の調子等を含めて総合的に判断するものとする。
- d 事業者の行う飲酒防止対策が有効に機能していないと認められた場合については、b項及びc項の規定にかかわらず、その状況に応じ、航空機乗組員及び客室乗務員に対する一連の飛行※¹後のアルコール検知器を使用した検査の実施(抜き打ちによる実施を含む。)を含めた改善措置を提出・実施すること。
- eb a項及びd項によるアルコール検知器を使用した検査に当たってはあたり、不正(なりすまし、すり抜け等)を防止するため、原則アルコール検査に関し必要な教育を受け航空運送事業者又は認定事業場が適切と認めた第三者※³が立会い※⁴、検査が適切に行われていることを確認すること

fe (略)

規制改正案の修正④ アルコール検査制度関係

【「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」における酒気帯びの目視確認関係】

指摘事項

- 目視確認を遠隔で行う場合には「顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等」を確認するのは難しいのではないか。

指摘を踏まえた対応及び規制改正案

- 目視確認について第三者の立合いを不要とするのは、鉄道における運用※を参考に、不測の事態により通常使用しない空港等に着陸した場合に限定し、この場合には呼気の臭いの確認までは求めず、電話等の方法で、顔色や応答の声の調子等により酒気帯びの有無を確認することを可能とする。

※鉄道の運用：酒気帯びの有無の確認は、運行上やむを得ない理由で対面によれない場合は電話その他の方法により確認を行うことが可能。
対面でなく電話その他の方法で確認を行う場合には、応答の声の調子等により適切に酒気帯びの有無が確認できる方法で実施。

黒字：現行規定※、赤字：現行規定に対する追記または削除箇所

※構成を前回検討会時の規則改正案から変更しているところ、現行規定に対して内容の変更がない箇所は黒字で記載。

「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」（抄）

2. 検査等

※4 2. (1)a項及びd項によるアルコール検査について、以下の①～③のいずれかに該当する場合には、**第三者の立合いは不要とすることができる。**

- ①検査時の不正防止対策として、第三者がモニター等を使用し遠隔で確認するなど同等の対策を講じる場合
- ②運航中に発生した機材不具合等の不測の事態により通常使用しない空港等に着陸した場合
- ③客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者及び整備従事者については、あらかじめ指定された業務責任者の監視の下で検査対象者相互間において検査の実施状況を確認する場合及び業務責任者の検査の実施状況を2名以上の他の検査対象者が確認する場合

2. (1)c項の目視等による確認について、上記②に該当する場合には、**第三者が、携帯電話等の通信機器の映像、音声等を活用し、顔色及び応答の声の調子等により適切に酒気帯びの有無を確認することとしてもよい。**

飛行後のアルコール検査において、上記①～③のほか、以下のいずれかに該当する場合には第三者の立合いは不要とすることができる。

- ④操縦室と客室にドアがない機体を使用する場合
- ⑤飛行前に会社が航空機乗組員又は客室乗務員の荷物検査を行いアルコールを所有していないことを確認し、かつ、機内でアルコールを販売しておらず運航中にアルコールを入手できないなど航空機乗組員又は客室乗務員が飲酒する可能性が極めて低いと認められる場合